

国からの指定等に基づき法人が実施する事務・事業に関する政策評価（個票）

事務・事業名	発破技士免許試験の免許交付要件に係る実技講習	担当部局・担当課室	労働基準局安全衛生部 安全課
		評価実施時期	令和4年3月
根拠法令等	労働安全衛生規則別表第5の4	類型	講習研修
		指定等の形態	登録
事務・事業の概要	<p>○事務・事業創設時の趣旨 受験資格は、一定期間火薬類の取扱いについての実地修習を得た者等一定の取扱い経験とされたが、火薬類を取扱う機会を有しない者にあつては資格取得機会が無くなることから、当該者に対して技能を付与する機会を提供するため、発破実技講習の制度が創設されたものである。</p> <p>○事務・事業の内容 火薬類の取扱い、せん孔及び装てん、点火等して講習を実施し、所要の技能を付与する。</p>		
事務・事業の目的	火薬類を取扱う機会を有しない者に対して技能を付与する機会を提供するため。		
関連する政策目標等	—		
法人の指定等の状況	別紙のとおり		
指定・登録等の基準に対するよくある問合せと回答	特になし		
料金等・積算根拠	別紙のとおり		
事務・事業の実績等	<p>○実績（令和3年度） 受講者数 122 名 （うち公益法人実施分 122 名）</p> <p>○事業収入（令和3年度） 事業収入について報告を求めていることになっていないため把握していない。</p>		
国からの補助金等	○補助金・委託費等（令和3年度予算） なし		

<p>事務・事業の見直し状況（これまでの検証）</p>	<p>●検討会における検討（平成 22 年 4 月）  試験制度全般の点検及び受験者の視点に立った試験実施のあり方等の改善の方向性について検討がなされ、平成 22 年 4 月に報告書「労働安全衛生法関係試験制度等の見直し検討会報告書」が取りまとめられ、その中で、発破技士免許を含む特に危険性が高い作業に係る資格については、事前の実務経験ではなく、事後の研修等により必要な技能を付与するスキームの導入及びそれによる受験資格の要件緩和等を検討する方向が示された。</p> <p>●労働安全衛生規則の改正（平成 24 年厚生労働省令第 6 号）  免許試験の受験資格を廃止し、免許交付要件に実務経験を設けるため、平成 24 年 1 月に労働安全衛生規則等を改正した。これにより受験機会が大幅に拡大された。</p>
<p>事務・事業の必要性・有効性等</p>	<p>発破技士免許取得者に求められる知識・技能の低下を招かないようにするため、免許交付までには引き続き一定の取扱い経験が必要であり、火薬類の取扱い機会を有しない者に対して資格取得の機会を閉ざすことがないようにすることは引き続き必要である。</p>
<p>事務・事業の執行体制の妥当性等</p>	<p>行政の裁量の余地のない形で登録を行う登録制度により実施しているところであり、すでに民間により実施される制度となっている。</p>
<p>政策効果の把握の手法及びその結果</p>	<p>指定等法人による報告</p>
<p>学識経験を有する者の知見の活用に関する事項</p>	<p>特になし</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項</p>	<p>特になし</p>
<p>評価結果の総括  （現状分析（事務・事業の評価）と今後の方向性）</p>	<p>発破技士免許取得者に求められる知識・技能の低下を招かないようにするため、免許交付までには引き続き一定の取扱い経験が必要であり、火薬類の取扱い機会を有しない者に対して資格取得の機会を閉ざすことがないようにするため、発破実技講習は今後も必要である。  また、その実施体制については、すでに登録制度による実施としており、適切なものである。</p>
<p>備考</p>	

発破技士免許試験の免許交付要件に係る実技講習

合計 2 法人  
 ・ 公益法人 2 法人

法人名	指定等の時期	連絡先（TEL）	料金等・積算根拠	受講者数（令和3年度）
-----	--------	----------	----------	-------------

公益法人（2法人）

一般社団法人東京都火薬類保安協会	平成21年9月25日	03-3279-2529	受講料 36,000円 テキスト代 1,000円	122
一般社団法人高知県火薬類保安協会	平成22年1月25日	088-872-3122	現在実施していない	0